

佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第十三号

佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立産業技術学院管理規則（昭和三十五年佐賀県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

「総務企画課

第二条中

「総務開発課

を 就職支援課 に改める。

サービス・建設課」

建築技術課」

第三条の総務開発課の分掌事務の第六号中「向上訓練」を「在職者訓練（在職労働者に対し、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための訓練をいう。以下同じ。）」に改め、同課の分掌事務中第七号から第九号までを削り、第十号を第七号とし、同課の課名を「総務企画課」に改め、同課の分掌事務の次に次のように加える。

就職支援課

一 訓練生の就職支援に関すること。

二 委託訓練（職業能力の開発及び向上について適切と認める他の施設に委託して行う訓練をいう。以下同じ。）の実施に関すること。

三 無料職業紹介事業に関すること。

四 訓練生の募集に関すること。

第三条のサービス・建設課の課名を「建築技術課」に改める。

第三条の四第二項中「総務開発課長」を「総務企画課長」に改める。

第五条の表の短期課程の福祉サービス科の項を削り、同条に次の二項を加える。

2 知事は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、委託訓練及び在職者訓練を行うことができる。

3 委託訓練及び在職者訓練の訓練科、訓練生定員及び訓練期間は、知事が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。